

再開プロトコル

セクター: マルチファンクション型文化施設

1. 活動再開

- 施設スペース全体を徹底的に消毒すること。特に食品売り場や調理室、トイレ、一般客のアクセススペースは政府の衛生管理機関及び適切専門家が定めるガイドラインに従うこと。
- 風邪の症状(熱、咳、のどの痛み、鼻水、呼吸困難)が見られる従業員は全員、COVID-19に感染している疑いがあるとみなし、休業させる。症状が消失又は検査で陰性結果が確認された場合のみ、初期症状が見つかった日から15日間の休業した後、職場復帰が認められる。
- リスクグループ(60歳以上の人や併存症を持っている人)に属する従業員は在宅勤務(テレワーク)をすること。また、リスクを抱えた状態であっても職場復帰する場合は特に注意を払うことが求められ、可能な限り人と接触のない業務に配置させること。

2. 教育と認識

- 活動再開後、社員やその他関係者に本プロトコルを確実に厳守させることを目的とした研修を実施すること。
- 認識ポリシーに関しては、セミナー(必ずオンラインで実施すること)を実施し、COVID-19の深刻さの認識と本プロトコルが定める安全対策方法を教育すること。
- 社員、来場者、スタッフやサプライヤーがマスクを常に着用しているか確認し、適切な着用と処理方法、手指消毒を定期的に行うことの重要性やソーシャルディスタンスの厳守を指導する。

3. 感染者特定ルーティン

- 風邪の症状(熱、咳、のどの痛み、鼻水、呼吸困難)が見られる従業員は全員、COVID-19に感染している疑いがあるとみなすこと。
- 来場者全員に対して検温を行うこと。また、風邪の症状(体温37.5°C以上)が発見された場合、たとえ軽い症状であっても入場は認められない。この場合、疑いのある来場者に住宅付近の病院に行くことを促すこと。
- 感染者の早期発見と拡散対策を目的とした簡易的なふるい分けを社員全員を対象に毎日行う。
- COVID-19に感染している疑いがある職員は速やかに業務から離れ、自宅隔離させる。風邪の初期症状が発症してから3日~7日以内にPCR-RT検査を受けることが望ましい。検査結果で陽性が確認された場合は、14日の隔離期間を終えてから

のみ職場復帰が認められる。また検査結果が出なかった場合、14日間の隔離期間後、感染の疑いが晴れば、職場復帰が認められる。

- COVID-19のクラスターが発生した場合、可能な限り全てのツールを使ってウイルス分散をマッピングし、施設スペースを消毒すること。また、必要性がある場合、活動を一時停止すること。

4. ソーシャルディスタンスに関する規定概要

- リスクグループ向けの入場時間を定めることが推奨される。
- サンパウロ市がサンパウロ計画のグリーンフェーズにカテゴライズされている間、マルチファンクション型文化施設の一般公開されているスペース(休憩所、オープンエリア、中庭等)の収容人数を通常時の60%に抑えること。グリーンフェーズからブルーフェーズに移行した場合、この制限は解除される。イベントの規模が600人以上である場合、サンパウロ市政府許可局に許可申請手続きを行うことを義務とする。また、許可の可否はサンパウロ市政府衛生監視室(Coordenadoria de Vigilância em Saúde-COVISA)の技術見解書を下に判断される。規模が2000人以上のイベントは、サンパウロ市内のCOVID-19感染状況が改善するまで引き続き開催禁止とする。
- イベントやプログラムは時間をずらして実施し、別々のイベントに参加した人同士の接触を避ける。
- 各所の窓や扉の開放等により自然換気を可能な限り行う。また、ゲートが設置されている場合は定期的に消毒すること。
- 一般公開されているスペースにおいては来場者同士のソーシャルディスタンスを最低でも1.5m確保すること。必要であれば来場者数を制限すること。
- 家族連れ等日常的に接触のある来場者グループの場合、定められているソーシャルディスタンスよりも近い距離を保つことが認められる。ただし、グループの人数は最大6人までとする。
- 来場者同士が密集することは厳禁とし、これを全ての文化施設活動において徹底させる。
 - ソーシャルディスタンスを確保するため、来場者の待機列が出来る場所(受付やレジ、トイレ)にフロアサインを設置し、列のフロー管理をする従業員を配置すること。
 - エレベーターの使用は障害者又は移動に不便がある来場者を優先する。また、収容人数は通常時の40%に制限する。
 - 人の密集を避ける原則に反する又はその可能性があるイベントや販売の告知はしないこと。
 - 待機場所におけるプロセス。
 - 文化施設の内部・外部に待機列が発生した場合、ソーシャルディスタンスを確保するために列を管理するスタッフを配置すること。

- レジ、フロント、受付、登録所、インフォメーションセンターや食品受け取り場等にアクリルパテーションを設置する。
- 補助的な対策として、従業員にアクリルフェイスシールドを着用させることを推奨する。
- 来場者、社員、従業員やサプライヤーの直接的な接触を避ける。
- 入場券等の確認は視覚的に行うかチケットリーダーを使用し、アテンダントと入場者の接触を避ける。

5.

- 文化施設内にいる来館者、職員、技術スタッフやサプライヤーは全員、マスクの着用を義務とする。
 - 来館者はレストランの席に座って食事をしている間のみ、マスクを外すことが許可される。
 - 文化施設は社員全員の着用に必要な数のマスクを提供すること。また、マスクを持っていない来場者にも提供することが望ましい。
 - 使い捨てマスクを提供する場合、マスクを1日3回取り換えることを前提とし、十分な数を確保すること。
 - 布マスクの場合、社員一人に対して少なくともマスクを5枚提供し、マスクの取り替えを確保する。尚、マスクの消毒は社員の責任とする。
- 水飲み場を使用する場合、直接口から飲まず、持参した容器に入れて飲むことを指導する。
- 手指消毒用のアルコールジェル70%を設置すること。
 - 全ての出入口、レジ、一般公開エリアや物との接触がある場所に見やすく誰でも使うことが出来る様に考慮して設置すること。
- ウイルス感染の危険がある廃棄物(個人防護具、手袋、マスク等)は出来る限り特別処理を行うこと。また、廃棄物の適切な処理方法とその後の手指消毒について社員を指導すること。
- 銀行振込や非接触型のカード決済端末等、直接的な接触を避ける支払い方法を導入すること。
 - カード決済端末はラップフィルムでくるみ、使用毎に消毒する。
 - 現金や接触型カードで決済を希望する来場者と対応するアテンダントのためにアルコールジェル70%のディスペンサーを設置する。
 - 社員及び来場者に対して現金を扱った後は手指消毒を徹底するように指導する。

6. スペース消毒に関するガイドライン

- 開館前に必ず一般公開スペースを消毒すること。
- 施設内は、各所の窓や扉の開放等により自然換気を可能な限り図ること。

- 不特定多数が特に接触する頻度が高いと判断される場所や物は定期的に厳重に消毒してください。例:トイレ、エレベータ内部やパネル、食堂/給湯室、階段の手すり、エスカレーター、ドアノブ、ゲート、水飲み場やその他接触の多い物(フロント、エレベータのボタン、会議テーブル等)。また、週に1回の空調設備(エアコン、換気扇、空調緩和機等)
- 職場のゴミ箱の設置場所を増やす。
- 清掃・消毒の邪魔になる物を増やさない様に気をつけ、不必要な装飾品やデコレーションを避けること。
- 来場者及び社員が使うトイレには必ず水、石鹸、使捨てタオルと手を使わないゴミ箱を備えること。
- オフィスの清掃・消毒状を適切に行い、会議等は出来る限りオンラインで実施すること。

7. マルチファンクション型文化施設における活動及びスペースの制限

- マルチファンクション型文化施設は多数の用途に使用される複雑な構造を持った文化施設と定義されている。そのため、活動再開に向けて、他の施設や活動が導入しているプロトコル(事務所、販売店、図書館、博物館、ギャラリー、イベント、スポーツジムやクラブ等)やまだ開放されていない施設・活動にも注意を払い、必要性に応じて対応を考慮すること。